

児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法

(平成十三年五月二十三日)

(厚生労働省告示第百九十八号)

注 平成22年7月13日厚生労働省告示第278号改正現在

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第三十九条の二第一項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第三十九条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、児童福祉法施行規則第三十九条の二第一項第三号の保育士を養成する学校その他の施設の修業教科目及び履修方法(昭和三十七年九月厚生省告示第三百二十八号)は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。ただし、平成十四年三月三十一日以前に児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第一項第一号に規定する指定保育士養成施設に入所していた者については、なお従前の例による。

(修業教科目及び単位数)

第一条 児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号に規定する修業教科目及び単位数は、次の各号に掲げる教科目及び単位数とする。

- 一 必修科目 別表第一の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
- 二 選択必修科目 別表第二に掲げる系列のうちから十八単位以上(うち保育実習 三単位以上(うち保育実習Ⅱ(実習)又は保育実習Ⅲ(実習) 二単位以上、保育実習指導Ⅱ(演習)又は保育実習指導Ⅲ(演習) 一単位以上))
- 三 教養科目 十単位以上(うち外国語に関する演習 二単位以上、体育に関する講義及び実技それぞれ一単位、これら以外の科目 六単位以上)

(任意開設教科目及び単位数)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設(以下「指定保育士養成施設」という。)は、必要があると認めるときは、前条各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を設けることができる。

(単位の算定方法)

第三条 各教科目に対する単位数は、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第七条の例により算定するものとする。

(履修方法)

第四条 指定保育士養成施設は、入所者に対して、次の各号に掲げる教科目及び単位数を履修させるものとする。

一 必修科目 別表第一の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数

二 選択必修科目 別表第二に掲げる系列のうちから九単位以上(うち保育実習 三単位以上(うち保育実習Ⅱ(実習)又は保育実習Ⅲ(実習) 二単位以上、保育実習指導Ⅱ(演習)又は保育実習指導Ⅲ(演習) 一単位以上))

三 教養科目 八単位以上(うち体育に関する講義及び実技 それぞれ一単位)

(選択履修科目)

第五条 指定保育士養成施設は、入所者に対して、前条各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を選択して履修させることができる。

別表第一(PDF:69KB)

別表第二

- 一 保育の本質・目的に関する科目
- 二 保育の対象の理解に関する科目
- 三 保育の内容・方法に関する科目
- 四 保育の表現技術
- 五 保育実習